

広島県告示第六百九十二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百七十七条第一項及び第一百八条の規定によつて、航空学生（海上及び航空自衛隊）の採用試験について、次のとおり告示する。

令和三年七月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 試験期日

- 1 第一次試験 令和三年九月二十日（月）
- 2 第二次試験 令和三年十月十六日（土）から二十一日（木）のうち指定する一日
- 3 第三次試験 第二次試験合格通知によつて通知する。

二 試験場所

- 1 第一次試験 広島合同庁舎（広島市中区上八丁堀六番三十号）

- 2 第二次試験 第一次試験合格通知によつて通知する。

- 3 第三次試験 第二次試験合格通知によつて通知する。

三 試験内容

- 1 第一次試験 筆記試験（国語、数学及び英語並びに地理歴史、公民又は理科）及び適性検査

- 2 第二次試験 航空身体検査、口述試験及び適性検査

- 3 第三次試験 海上自衛隊 航空身体検査（一部）

航空自衛隊 操縦適性検査及び医学適性検査

四 応募受付期間

令和三年七月一日（木）から九月九日（木）まで

五 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- 1 令和四年四月一日現在において、海上自衛隊は、十八歳以上二十三歳未満の日本国籍を有する者、航空自衛隊は、十八歳以上二十一歳未満の日本国籍を有する者であること。
- 2 高等学校又は中等教育学校卒業者（令和四年三月に卒業見込みの者を含む。）であること。
- 3 前号に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（令和四年三月三十一日までに、これに該当する見込みのある者を含む。）

- 4 高等専門学校第三学年次修了者（令和四年三月修了見込みの者を含む。）

- 5 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しない者であること。

六 合格発表日

- 1 第一次試験 令和三年十月八日（金）

- 2 第二次試験 海上自衛隊 令和三年十一月十日（水）

航空自衛隊 令和三年十一月五日（金）

3 第三次試験 令和四年一月十八日（火）

七 その他

- 1 採用は、令和四年三月下旬から四月上旬とする。
- 2 詳細は、自衛隊広島地方協力本部又は同地方協力本部の各出張所等に問い合わせること。